

特集：公的年金の支給開始年齢の引き上げと高齢者の所得保障

ドイツの年金改革の動向～支給開始年齢の引き上げ

藤本 健太郎

■ 要約

ドイツは日本と同様に合計特殊出生率は低く、少子高齢化により、年金財政は厳しい状況にある。このため、2007年の年金改革により、老齢年金の支給開始年齢を65歳から67歳に段階的に引き上げることとされた。これに対し、経営者団体は理解を示す一方、労働組合は反対の立場をとった。しかし、労組を支持基盤とするSPD（社会民主党）が与党であるときに老齢年金の支給開始年齢を引き上げたことは印象深い。また、2012年にDGB（ドイツ労働総同盟）が示した年金構想の中で、人口変動に備えるための積立金を持つというアイデアが示されていることは注目される。

■ キーワード

支給開始年齢、リスター年金、高齢者の就労、積立金

I はじめに

少子高齢化による年金保険料率の上昇圧力をどのように抑制するかは、ドイツにおいても重要な政策課題である。2001年の年金改革では給付水準が引き下げられる公的年金を補完するものとしてリスター年金（企業／個人年金）が導入された。また、2007年の年金改革では、今回の特集が焦点を充てる老齢年金の支給開始年齢引き上げが行われた。本稿では、年金改革をめぐるドイツの経済団体と労働組合のスタンスにも触れながら、年金改革の動向について論じることとする。

II ドイツの年金制度の枠組み

1 対象者

ドイツの法定年金は、全国民を対象としているわけではなく、日本とは異なり、いわゆる皆年金

ではない。一般のサラリーマンは法定年金制度に強制加入することとなっているが、自営業者は任意加入である。

また、官吏、裁判官、職業軍人等は本人負担のない恩給（Pension）の対象となる。

2 財政方式

年金制度の財政方式には、大別して賦課方式と積立方式とがあるが、他の多くの先進国と同様にドイツの年金制度も基本的に賦課方式によって運営されている。なお、2001年の改革によって導入された公的年金を補完する企業・個人年金であるリスター年金は、積立方式によっている。

賦課方式は現役世代の払う保険料を年金給付の主たる原資とすることから、少子高齢化の影響を大きく受ける。人口構成の少子高齢化を賦課方式の年金財政の視点からみると、保険料を負担する現役世代の総人口に占める比率が減少し、老齢年金を受給する世代の比率が増加することを意味す

る。このため、年金財政は悪化することとなる。

ドイツでは日本よりも早く少子高齢化が進行したこともあり、直近のドイツの法定年金の保険料率は19.6%であり、わが国よりもかなり高い負担となっている。さらに医療保険料率も日本より高く、表1のとおり、各種社会保険料率を合計すると約40%に達する。

表1 ドイツの社会保険料率（2012.7.1時点）

年金保険	19.6%
医療保健	15.5%
失業保険	3.0%
介護保険	1.95% (子どもがいない場合は2.2%)

(出所) Deutsche Rentenversicherung.2012. "Wir sichern Generationen"

(1) ドイツにおける少子高齢化の状況～
第12次将来推計人口

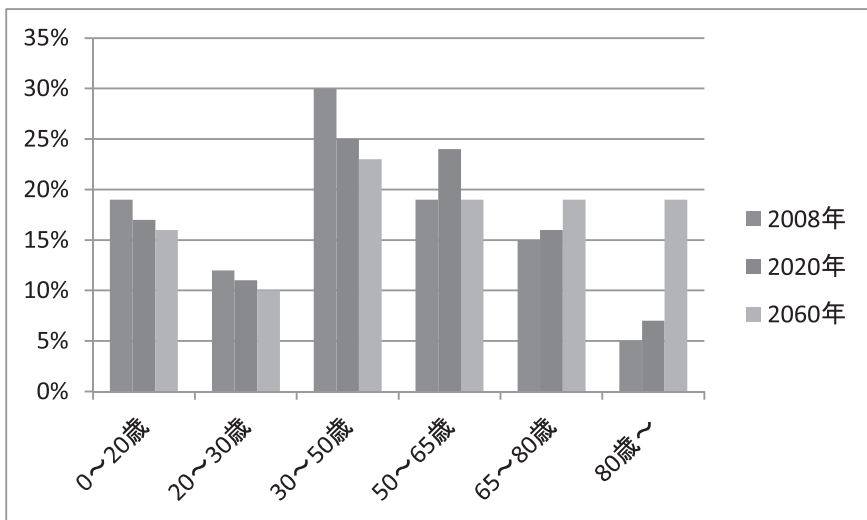
日本ほどの速さではないが、ドイツでも少子高齢化が進んでいる。2008年の合計特殊出生率は1.38であり、フランスやイギリスでは出生動向が回復していることとは対照的であり、日本と同様に、先進国内でも最も少子化が進むグループに分

類される。平均寿命（2005年）は男性が76.21歳、女性が81.78歳であり、日本ほどではないが長寿の国であり、今後も伸びることが予測されている。

このため、2009年にドイツ連邦統計庁が公表した第12次将来推計人口の中位推計によれば、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は2008年には20.0%であったが、2020年には24%に増加し、2060年には34%に達すると予測されている¹⁾。また、高齢者の中でも80歳以上人口の比率が大幅に高まり、2008年には全人口の5%にとどまるものの、2020年には8%になり、2060年には14%にまで増加することが見込まれている。80歳以上人口の比率は2060年には2008年のほぼ3倍にまで増加することが予測されているのである。

少子高齢化の主たる要因は、少子化の進行と平均寿命の伸長である。ドイツの第12次将来推計人口においては、将来的に出生動向が急回復はしないと見込まれており、2060年の合計特殊出生率は中位推計では1.4にとどまると予測されている。

なお、第12次将来推計人口の高位推計では将来の合計特殊出生率は1.6、低位推計では1.2と見



(出所) Statistische Bundesamt (2009) p17, Tabelle 2より筆者作成

図1 ドイツの高齢化の予測

込まれている。

(2) 少子高齢化による年金財政の悪化

少子化の進行に伴い子どもが減少することは、将来の勤労世代の減少につながる。このため、年金財政の視点からみれば、少子化は保険料を負担してくれる世代の減少を意味しており、収入減の要因となる。

また、平均寿命については、第12次将来推計人口によると、2050年には男性は83.3歳、女性は88.0歳にまで伸びると予測されている。2005年に比べ、男性は約7歳、女性は約6歳伸びることになる。平均寿命の伸長は、年金財政の視点からは、老齢年金の平均受給期間が伸びることを意味しており、支出増の要因となる。

このように、少子化と平均寿命の伸長による少子高齢化は、年金財政の収支を悪化させる。ドイツでは日本よりも早く少子高齢化が進み、歴代政権は年金保険料率の上昇圧力という課題に直面してきた。日本における平成16年の年金改革に関する議論においては、年金保険料率が20%にまで上昇すると国際競争ができなくなるという意見も聞かれたが、ドイツの年金保険料率は1997年には既にいったん20%に達していた。

このため、ドイツにおいても年金保険料率の上昇を抑え込むためのさまざまな努力が行われてきた。以下、近年のドイツにおける年金改革の沿革を簡単に振り返ることとしたい。

III ドイツの年金制度の変遷

1990年の東西ドイツ統合を成し遂げるなどの成果により長期政権を誇ったCDU/CSU（キリスト教民主同盟／キリスト教社会同盟）によるコール政権においては、平均寿命の伸びなどに伴って給付水準を引き下げることとを柱とする年金改革を1999年に実施した。しかし、コール政権の1999

年の年金改革は高齢者の生活を苦しめるものとして、当時野党だったSPD（社会民主党）は厳しく批判した。

そして、長く続いたコール政権に終止符を打ち、SPDと緑の党による連立政権として誕生したシュレーダー政権は、選挙公約どおり、コール政権の1999年の年金改革を白紙に戻した。しかし、実際に政権を握ってからは、当初想定していた環境型税制改革を思うように進められず、年金制度の枠内において年金保険料率の上昇をいかに抑えるかという課題に苦慮することとなる。

1 環境型税制改革による年金財政の改善

SPDと緑の党の連立政権であったシュレーダー政権は、当初、環境政策と年金政策を連動させるというユニークな政策を実行した。具体的には、環境型税制改革（ガソリン税や灯油税の増税）によって得られた増収を年金財政に充てたのである。このことにより、いったん20%を超えていた年金保険料率は、2001年には19.1%にまで引き下げることができた。

しかし、ドイツの年金財政は賦課方式で運営され、人口動態の影響を吸収する効果のある積立金はほとんど保有されていなかったため（わずかな額の変動準備金があったのみ）、少子高齢化は年金財政の悪化に直結する。環境型税制改革による増収分を年金財源とすることで年金保険料率をいったん下げられたものの、保険料率の上昇圧力自体に歯止めがかかったわけではなかったため、2000年の将来人口推計に基づいて行われた連邦労働社会省の試算では、年金改革を行わないとすれば、年金保険料率は再び上昇を続け、2030年には26%にまで達することが予想された。

一方、ドイツでは失業問題は歴代政権の最重要課題の一つとなっている。ドイツでは保険料率が高いのは年金だけではなく、医療保険も日本よりも高く、表1のとおり、合計すると約40%に達し

ている。賃金に定率で賦課される社会保険料は実質的に労働コストを増大させるものとして賃金付随コスト (Lohnnebenkost) と呼ばれる。高い社会保険料率は雇用拡大の妨げになることがドイツでは意識されている。

したがって、年金保険料率がさらに大幅に上昇することを放置することは、失業対策という観点から歴代政権のとりえる選択肢ではなかった。シュレーダー政権も、失業改善のために賃金付随コストを40%以下に抑制することを目標として掲げていた。

年金給付水準引下げを否定する一方で賃金付随コストを削減するという一見矛盾した政策を実現するために、シュレーダー政権は、環境型税制改革の段階的な強化を構想していた。SPDと緑の党の連立協定には、実際に行われたガソリン税等の増税に加えて、さらに5段階の環境増税を行うことが盛り込まれていた。その増収分が年金財源に投入され続ければ、あるいは年金保険料率の上昇を止めることができたかもしれない。しかしながら、ガソリン税の増税と同時に原油価格が高騰し、ガソリンの価格が大きく上昇してしまったため、一層の環境増税に対して、国民感情は強い反発を示した。このため、予定していた環境型税制改革は実施できなくなり、年金保険料率の上昇を止めるためには、別途対策を講じる必要が生じた。

2 2001年の年金改革

環境増税による年金財源強化が期待できなくなった状態で策定されたシュレーダー政権の年金改革案は、大幅な保険料率の上昇を防ぐために、給付水準の引下げを含む厳しい内容のものとならざるをえなかった。

ところが、コール政権が1999年に行った給付水準の引き下げを柱とする年金改革を当時野党であったSPDは選挙戦において厳しく批判していた。皮肉なことに、いざ政権に就いてみると、コール

政権と似たような給付水準引下げを柱とする年金改革案の提出を余儀なくされたのである。コール政権時代の年金改革は既裁定者をも対象にしていたのに対し、給付水準引き下げの対象者を新規裁定者のみに限り、また、実施までに10年の経過期間を設けているところが違うという説明はなされたが、シュレーダー政権は、本来の支持基盤である労働組合からも強い批判を受けた。

このような経緯は、少子高齢化が進む中では年金改革に奇手はなく、誰が政権を担当しても類似した内容の改革を行わざるを得ないことを示す好例であると思われる。

シュレーダー政権の行った年金改革2001では、年金の給付水準の引下げを補完するものとして、人口動態の影響を受けにくい積立方式の企業／個人年金が新設された (当時の担当相の名前にちなんで「リースター年金」と通称される)。

ところで、リースター年金は任意加入であるものの、年金計算上は誰もが上限額まで積み立てると仮定される。リースター年金の積立上限額は段階的に引き上げられるため、別の見方をすれば、年金計算上、現役世代の所得からリースター年金の積立金として控除される額が段階的に増えることになる。年金の賃金スライドは現役世代の可処分所得の伸びに応じるため、結果として、リースター年金の導入によって賃金スライドの伸びが抑制されることになる。

このような痛みを伴う年金改革2001は、批判を浴びながらもシュレーダー政権の努力によって実行された。

3 2004年の年金改革

上述した2001年の改革によって、ドイツの年金財政はしばらく安定するはずであった。

ところが、改革時点の予測よりも経済成長が低調だったために保険料収入が伸びず、同時に予測よりも平均寿命が伸びたことにより支出が増大

し、再び改革を行う必要が生じた。こうして行われた2004年の年金改革は、変動準備金の一部を取り崩したり、年金の支払日を遅らせるなど、制度改革というよりも緊急避難措置という印象の強い内容が多かった。

そうした中で、重要な制度改革として、持続的要素（Nachhaltigkeitsfaktor）の導入が行われている。持続的要素とは、年金受給者の年金保険料支払者に対する比率が上昇すれば賃金スライドを抑制し、逆に年金受給者の年金保険料支払者に対する比率が下降すれば、賃金スライドを伸ばすというものである。このため、持続的要素は、少子高齢化が進む局面では賃金スライドの伸びを抑制する。しかし、2004年の改革後もドイツ経済の成長は低調であり、現役世代の賃金も予測ほど上昇しなかったため、持続的要素は期待されたような効果をあげることができなかった。

このため、年金保険料率の急速な上昇を抑止するという課題は、次に続く政権に引き継がれていくこととなる。そして、今回の特集のテーマでもある老齢年金の支給開始年齢の引き上げという年金改革につながっていく。

IV 年金の支給開始年齢の引き上げ～2007年改革

シュレーダー政権の後を受けて誕生したのは、ドイツの二大政党であるCDU/CSUとSPDの大連立による第一次メルケル政権であった。総選挙の結果、シュレーダー首相のSPDと、メルケル氏を党首とする野党のCDUは大接戦を繰り広げた結果、双方ともに過半数は確保できなかった。選挙後、連立与党の一角を占めていた緑の党や、かつて連立与党だったことのあるFDP（自由民主党）を含めて、さまざまな連立の動きが探られたが、結局、SPDとCDU/CSUによる大連立政権が誕生したのである。メルケル首相は、ドイツ政治史上初の女性首相であり、かつ初の旧東独出身の首相

でもある。二大政党の間で年金改革には考え方の違いがあり、第一次メルケル政権がどのような年金政策を行うのか注目されたが、老齢年金の支給開始年齢引き上げを柱とする年金改革案が打ち出された。この年金改革法案は2006年11月30日にドイツ連邦議会に上程され、2007年3月9日に可決された。

1 2007年の年金改革の概要

第一次メルケル政権の年金改革は、老齢年金の支給開始年齢を65歳から67歳に引き上げることが柱となっているため、「67歳からの年金（Rente mit 67）」と通称されている。

(1) 老齢年金の支給開始年齢の引き上げ

主要先進国の中で、この時点で支給開始年齢を67歳に引き上げることを決めていたのはアメリカだけであったが、ドイツも同じ選択肢を選んだ。

なお、老齢年金の支給開始年齢引き上げは、急に実施してしまうと、たとえば退職間近のサラリーマンの人生設計を狂わせてしまうおそれがある。このため、準備期間において段階的に実施されるのが通例である。ドイツの年金改革においても、表2のとおり、少しずつ段階的に引き上げていくこととされた。

なお、支給開始年齢を早めて受給することも可能であるが、その場合は年金額が減額される。ただし、年金保険料を長期間納めた者に報いるために、45年間年金に加入した長期加入者については、例外として65歳から減額なしに年金を受給できることとされた。

(2) 保険料率の引き上げと給付水準の引き下げ

年金財政の悪化を改善するために、19.5%であった年金保険料率は、2007年から19.9%に引き上げられた。しかし、老齢年金支給開始年齢の引き上げなどの給付抑制措置により、保険料率の上昇

表2 ドイツの老齢年金支給開始年齢の引き上げ

生年	支給開始年齢	生年	支給開始年齢
1946	65歳	1956	65歳10か月
1947	65歳1か月	1957	65歳11か月
1948	65歳2か月	1958	66歳
1949	65歳3か月	1959	66歳2か月
1950	65歳4か月	1960	66歳4か月
1951	65歳5か月	1961	66歳6か月
1952	65歳6か月	1962	66歳8か月
1953	65歳7か月	1963	66歳10か月
1954	65歳8か月	1964	67歳
1955	65歳9か月		

(出所) "Anhebung der Altersgrenzen ab Jahrgang1947". BMASより筆者作成

は以下の2つの目標を守ることとされた²⁾。

- ・2020年までは20%を超えないこと
- ・2030年までは22%を超えないこと

一方、税引き前の給付水準（Rentenniveau vor Steuer）は引き下げられるものの、以下の水準は守ることとされた。

- ・2020年までは46%を下回らないこと
- ・2030年までは43%を下回らないこと

2 高齢者の就労および若年失業との関連

老齢年金の支給開始年齢の引き上げを円滑に進めるためには高齢者の就業を促進する必要があることは認識されている。収入がなくなる老後の生活を保障することが老齢年金の目的であることを考慮すれば、安易に支給開始年齢を引き上げるとは許容されない。定年で会社をやめて収入がなくなったが、老齢年金もしばらく受け取れないということになってしまっただけでは、老後の生活が保障されているとはいえない。

2007年のメルケル政権の年金改革においても、老齢年金の支給開始年齢の引上げとセットで高齢者の雇用促進策が打ち出された。「Initiative 50 plus」と名づけられた高齢者の雇用促進策は、50歳以上の失業者を雇用した場合に補助金を給付す

ることなどを内容としている。

一方、老齢年金の支給開始年齢引き上げによって高齢者の引退が遅くなれば、若年層の雇用への影響も考えられる。しかし、ドイツにおいては少子化に伴って労働力人口が減少し続けていることから、若年失業への影響はそこまで強く意識されていない。

ドイツ連邦労働社会省は、2010年11月27日付けのプレスリリース“Chancen für Ältere am Arbeitsmarkt steigen”（労働市場における高齢者の活躍機会は増える）において、2030年までに20-64歳の人口は約600万人減少する一方で65歳以上人口は約500万人増加することが見込まれていることや、55-65歳の就業者は2005-2009年の間に約100万人増加したことなどを挙げている。

3 BDA（ドイツ経営者団体）のスタンス

老齢年金の支給開始年齢引き上げに対し、BDA（ドイツ経営者団体）は賛成の立場をとっている。

BDAは2011年2月に支給開始年齢の引き上げに対する意見表明を行っているが³⁾、法定年金の給付能力や支出可能性（finanzierbarkeit）を考慮すれば、支給開始年齢の引き上げは避けがたい（unverzichtbar）としている。

また、支給開始年齢を引き上げなければ、さらに平均寿命が伸びれば、そのまま平均的な年金受給期間に影響することを指摘している。

4 DGB（ドイツ労働総同盟）のスタンス

2007年の年金改革において老齢年金の支給開始年齢が引き上げられたことに対し、DGB（ドイツ労働総同盟）は当時の連立与党の一角を占めていたSPDの支持母体であるにもかかわらず、明確に反対の立場をとった。2007年2月26日に「67歳からの年金（Rente mit 67）」に関する連邦議会の公聴会が行われたことにあわせて、2000人を超える組合員がベルリンのドロテア＝シュレーゲル広場に集まった。そして、DGBのミヒヤエル・ゾンマー議長は、聴衆の前で年金の67歳支給に疑問を呈し、厳しい失業状況を考慮すれば、これは純然たる年金カット（Rentenkürzung）であり、法案は3月に可決されるであろうが、2009年の連邦議会選挙の争点にすると述べた。

V リースター年金（公的年金を補完する企業／個人年金）の状況

今回の特集では、企業年金等の私的年金についても各国比較を行うことが目的の一つとされているが、ドイツの代表的な私的年金はリースター年金である。

リースター年金は、2001年改革で導入された企業／個人年金制度である。上述のとおり、制度導入時の担当大臣の名前にちなんでリースター年金と呼ばれることが多いが、“Zusätzliche Altersvorsorge”（補足的老後保障）と呼ばれることもあり、老後の生活保障の第一の柱である賦課方式の公的年金を補完する第二の柱として位置付けられている。財政方式は、人口動態の影響を受けにくい積立方式によっている。

リースター年金は自助努力により、所得の一部

を積み立てていくことを基本とする年金である。しかし、公的年金を補完するものという位置づけであるため、本人の積立金拠出に加えて国の補助があり、税制の優遇措置も講じられている。年間の積立額には最低保険料が設定されており、2002年から段階的に引き上げられ、2008年以降は所得の4%となっている。積立が最低保険料を下回る場合、国による補助は積立額に応じて減額される。

また、連邦政府による補助には、基本補助（Grundzulage）と児童補助（Kinderzulage）の二種類が設定された。どちらも、上記の最低保険料と同じように段階的に増加する。2008年以降は基本補助が154ユーロ、児童補助は185ユーロとされている。なお、児童補助は養育している子ども1人ずつに対する補助であり、例えば子どもが2人いれば2倍の額となる。

リースター年金は、広義の年金制度の一翼を担うが、本体年金は強制加入を基本とするのに対し、任意加入とされた。制度創設時には強制加入とすることも検討されたものの、労働コストを増大させるという批判もあり、企業年金として導入するかどうかは労使の協議に委ねられた。このため、制度発足当初は期待されたほどには加入者は伸びなかった。しかし、加入促進のために行われた手続きの簡素化なども功を奏し、加入者は増加し続けている。

ドイツ連邦労働社会省のプレスリリースによれば⁴⁾、2012年の第二四半期に新たに84000人がリースター年金に加入した。これにより、合計で1560万人弱がリースター年金の契約を結んでいる。

フォン・デア・ライエン労働社会相は、リースター年金は法定年金に関わる重要な柱であり、人口動態の変化により年金水準が低下せざるをえないため、特に若い世代にとって重要であると述べている⁵⁾。

V 2012年の保険料率引き下げを巡る議論

1 年金保険料率を引き下げる閣議決定

2012年8月29日、ドイツの法定年金保険の保険料率を2013年1月1日から引き下げる法案が閣議決定された。ただし、この決定は、ただ単に直近の技術的な試算によるものであり、将来的な保険料の水準を最終的に決定したものではないとされている⁶⁾。

フォン・デア・ライエン労働社会相は、この閣議決定について、年金金庫の積立金は基準をみたしており、勤労世代は来年1月1日より、汗水たらして得た収入 (hart erarbeiteten Einkommen) からより多くを手元に残すことができると述べている⁷⁾。

2 BDA (ドイツ経営者団体) のスタンス

年金保険料率の引き下げの動向について、BDAは2012年8月に意見表明を行い、年金保険料率の引き下げを歓迎している⁸⁾。この意見表明の中でBDAは、現行の19.6%の年金保険料率が2013年1月1日から19.0%に引き下げられる見通しであ

ることを紹介している。

3 DGB (ドイツ労働総同盟) のスタンス

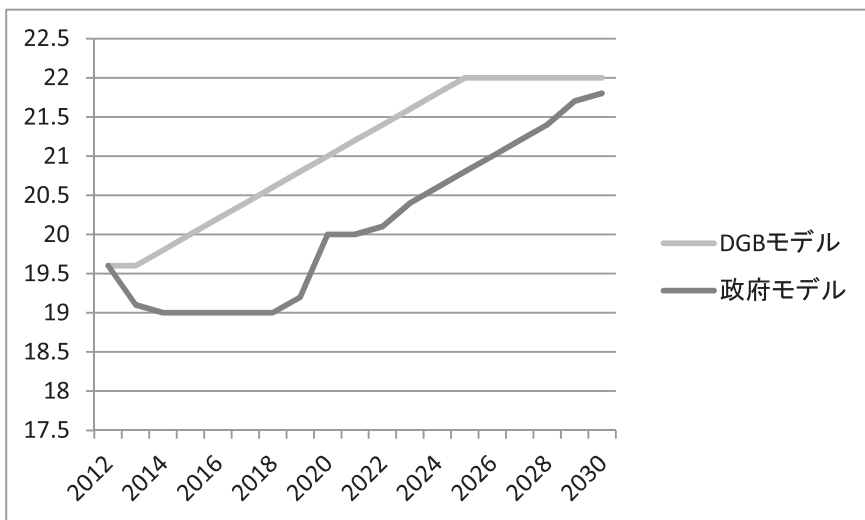
DGBは年金保険料率の引き下げに反対している。2012年6月に新しい年金構想を発表し、年金保険料率を引き下げるのではなく段階的に引き上げることにより、現行制度の2030年までの上限保険料率である22%を超えることなく、かつ、年金支給開始年齢の引き上げを中断するなど、より充実した保障が可能であるとしている⁹⁾。

以下、DGBの新年金構想の概要をみていくこととする。

(1) 年金保険料率の段階的な引上げ

ドイツ連邦政府は、いったん年金保険料率を引き下げたのち、再び年金保険料率を上げることを予定しているが、DGBは毎年0.2%ずつ保険料率を引き上げることを提案している。ただし、2030年までの年金保険料率の上限を22%とする現行制度の目標は守る。

DGBの案では、将来において急に保険料率が



(出所) "DGB legt Konzept zur Sicherung der Rente vor" DGB.2012.6.19

図2 年金保険料率の引き上げの違い～政府モデルとDGBモデル

上昇することを防ぐことができ、また、平均的な収入を得ている人にとって、毎年の追加的な負担は一月あたり2.6ユーロに過ぎないとしている。

DGBの発表によれば、政府の保険料率引き上げプランとDGBの保険料率引き上げプランの違いは図2のとおりである。

(2) 老後保障の維持

年金の給付水準は、現在の53%から2030年には43%に引き下げられることが計画されているが、それは社会にとって望ましくないとDGBはしており、年金保険料率を段階的に引き上げることにより、2030年まで現在の給付水準を保障することができるとしている。

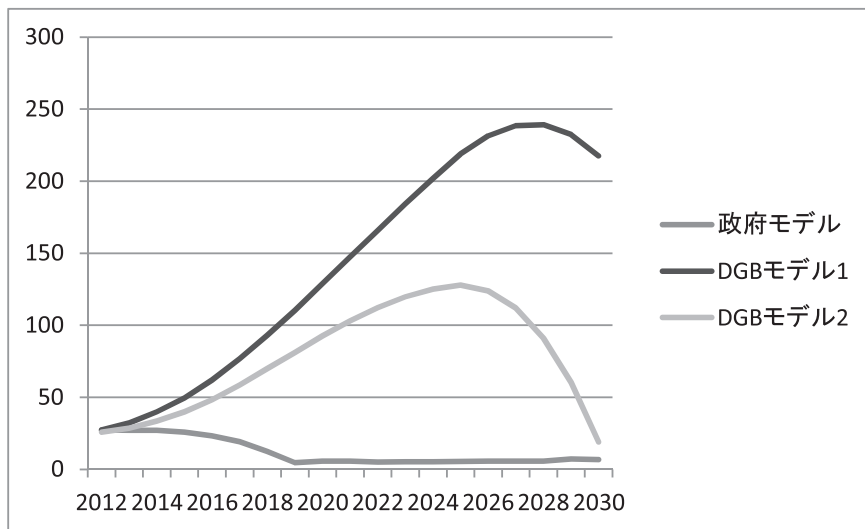
また、十分な財政余力を持つことにより、67歳からの年金を中断する（aussetzen）ことなどの給付改善も可能であるとしている¹⁰⁾。

(3) 積立金の充実

DGBは、年金保険料率を引き下げることとは持続可能性を高めるための積立金

（Nachhaltigkeitsrücklage）を減少させることによるものであり、DGBの新年金構想を実現すれば、積立金を積み増すことができるとしている。この点について、DGBは人口変動に備えるための積立金（Demografie-Reserve）という概念を打ち出している。ドイツの年金制度はほぼ完全な賦課方式であるために少子高齢化の進行は即座に年金財政に影響してきた。人口動態の影響をある程度吸収するための積立金という考え方は興味深い。

DGBの発表によれば、政府のモデルとDGBのモデルの積立金の推移の違いは図3のとおりとなる。なお、DGBモデル1は保険料率を段階的に引き上げ、現在の給付水準を保障した場合の試算であり、DGBモデル2は保険料率を段階的に引き上げ、現在の給付水準を保障することに加えて、稼得能力減少年金（Erwerbsminderungsrente）を改善し、老齢年金の支給開始年齢の引き上げを中断して65歳のままとした場合の試算である。



(出所) DGB-Rentenkonzept-2012-Datenblatt-2に基づき筆者作成

図3 積立金の推移の違い～政府モデルとDGBモデルの比較（単位：10億ユーロ）

Ⅶ 日本への示唆

これまで見てきたように、ドイツにおいても少子高齢化を背景として年金保険料率には上昇圧力がかかっている。ドイツにおいては失業率の改善が重要な課題であり、実質的な労働コストを増大させる社会保険料率の上昇を抑制するために、歴代のドイツ政権は様々な取り組みを行ってきた。そして、2020年までは20%を超えないこと、2030年までは22%を超えないことという年金保険料率の上限が設定されている。

年金保険料率に上限を設定することには批判もあるものの、DGBの新年金構想も現行年金制度の年金保険料率の上限を守ることを前提としており、ドイツ社会にかなり広い合意があると考えられる。

年金保険料率の上昇を防ぐための給付抑制策の一つとして、ドイツでは給付水準の引き下げが予定されている。

しかし、DGBは給付水準の引き下げには反対しており、2012年に年金保険料率を引き下げた動きが生じたことに対し、保険料率を引き下げず、逆に少しずつ引き上げるかわりに現在の給付水準を保障できるとする新年金構想を提示している。

経済のボーダーレス化により、人件費の安い新興国企業との競争にさらされる中、労働コストを極力増大させないために社会保険料率を抑えることへのニーズが高まる一方、老後保障のためにどこまで給付水準を維持すべきなのかは難しい課題である。

また、ドイツにおいては、2007年の改革において、65歳から67歳に段階的に老齢年金の支給開始年齢を引き上げることとされた。

DGBは支給開始年齢の引き上げにも反対している。しかし、支給開始年齢の引き上げには、年金保険料率の上昇を防ぐことのほかに、BDAも指摘しているように、平均寿命の伸びによって平

均年金受給期間が伸びることを止めるという機能もある。言い換えれば、支給開始年齢を引き上げたとしても、それが平均寿命の伸びを下回るものであれば、平均的な老齢年金の合計受給額は減少しない。

ドイツにおいては、支給開始年齢引き上げに労働組合は反対しているものの、労働組合を伝統的な支持基盤とするSPDが政権与党であった第一次メルケル政権において支給開始年齢引き上げが行われている。このことは、老齢年金の支給開始年齢引き上げが年金改革の有力な選択肢であることを示唆している。

田中は、ドイツにおいては高齢化の進展が確実に予測されていた時期に支給開始年齢を65歳から早める道を開いてしまい、日本においてはドイツを上回るスピードでの高齢化と年金財政悪化が予測され、政府が懸命に主張したにもかかわらず60歳から65歳への支給開始年齢の引き上げが3度も挫折してしまい、今日の年金財政悪化の重大な要因の一つとなったことを指摘している¹¹⁾。

負担の先送りは将来世代の負担をさらに増大させ、世代間の不公平感を高めてしまうことを考慮すれば、痛みを伴う年金改革の先送りは望ましくない。

参考文献

- Statistische Bundesamt. 2009. "Bevölkerung Deutschlands bis 2060 12.koodinierte Bevölkerungsvorausberechnung"
- BMAS. 2011. "Rentenversicherungsbericht 2011"
- BMAS. 2012. "Ratgeber zur Rente"
- DGB. 2012. "Das DGB-Finanzierungskonzept für Rente 2030"
- 古瀬徹・塩野谷祐一 1999『先進諸国の社会保障④ドイツ』東大出版会
- 松本勝明 2004『ドイツ社会保障論「一年金保険」』信山社
- 藤本健太郎 2007「ドイツの新連立政権の年金政策」『海外社会保障研究』第155号 pp14-21
- 土田武史・田中耕太郎・府川哲夫編著 2008『社会保障改革』ミネルヴァ書房
- 幸田正孝・吉原健二・田中耕太郎・土田武史編著

2011 『日独社会保険政策の回顧と展望』法研

- 1) Statistische Bundesamt (2009) p17
- 2) BMAS, “Fragen und Antworten zur Rente mit 67” ,
http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Gesetze/faqrentemit67.pdf?_blob=publicationFile (2012年9月1日)
- 3) BDA.2011. “An beschlossener Anhebung des gesetzlichen Rentenalters festhalten, Stellungnahme”
- 4) BMAS.2012. “Riester-Rente muss fit für die Zukunft werden ”
- 5) Ibid.
- 6) BMAS.2012. “Rente muss für Jung und Alt verlässlich und berecht bleiben”
- 7) Ibid.
- 8) BDA.2012. “Zuschussrente nicht einführen-Senkung des Beitragssatzes zu begrüßen”
- 9) DGB.2012.6. “DGB legt Konzept zur Sicherung der Rente vor”
- 10) DGB.2012. “Fragen und Antworten zum DGB-Rentenkonzept 2012”
- 11) 幸田正孝・吉原健二・田中耕太郎・土田武史 (2011) p338

(ふじもと・けんたろう 静岡県立大学准教授)